

武術太極拳強化指定選手・ジュニア強化指定選手・強化コーチ等行動規範

公益社団法人日本武術太極拳連盟

1. 制定の趣旨

武術太極拳強化指定選手・ジュニア強化指定選手・強化コーチ等（以下「強化選手等」という。）は、選手の競技力向上を目指して常に努力することは勿論のこと、一人ひとりが日本武術太極拳連盟（以下「本連盟」という。）を代表する競技者であり、善良な市民、健全な学生、社会人として規律ある行動を行う責務を負っている。この規範は、強化選手等が順守すべき基本的な行動基準を定め、武術太極拳競技の向上と普及発展に寄与することを目的とする。

2. 強化選手等の定義

強化選手等とは、本連盟登録者の中において著しく能力に優れ、国際大会において好成績をもたらすことが期待される者とその活動をサポートするスタッフで、本連盟選手強化委員会が指定する者をいう。

3. 行動規範

①法令及び諸規則・ルールへの遵守

法令及び諸規則・ルールを遵守することはもとより、常に良識を持って誠実に行動する。また、他の者に対し法令に違反する行為を指示・教唆したり、他の者が行った法令に反する行為を黙認しないとともに、反社会的勢力や団体とは一切関係してはならない。

②差別の排除

社会生活・競技活動においては、人種、性別、信条、思想、宗教、身体上のハンディキャップ、学歴等を理由とした差別は行わないものとし、人権を尊重し、平等に対応する。また、それぞれの立場を利用したハラスメントを行ってはならない。

③社会への貢献

強化選手等は、日頃から社会との良好なコミュニケーションの維持に努め、スポーツを通じて明るく心豊かな社会の実現に貢献する。

④本連盟主催の大会、行事等への参加

本連盟が主催する大会、行事等に指名された場合は必ず参加すること。参加出来ないときは、予め本連盟に届け出、承認を得るものとする。

⑤強化練習への参加

強化選手等は、予定されている強化練習に必ず参加すること。参加出来ないときは、予め強化コーチに届け出、承認を得るものとする。

⑥国際大会、強化合宿等の服装

日本代表に相応しい、清潔感があり好感のもてる服装を基本とすること。

IWUFまたは本連盟主催（後援）の大会もしくはその他の団体が開催する大会において、指定の衣服があるときは、その衣服を着用すること。なお、衣服の着用に当たっては、品位を重んじ適切な着用方による。また、大会における服装規定を遵守すること。

⑦ドーピング行為の禁止

ドーピングは行わないこと。アンチ・ドーピングの理念を理解し、競技会検査・競技外検査はいつでも実施される可能性があること、そしてその際の選手の権利と義務を認識し、居場所情報の提出を怠らないこと。止むを得ず薬物等を服用する場合、必ず事前にドクターに相談したうえで服用する。なお、競技前に薬物等を服用する場合には、予め本連盟にその旨を報告しなければならない。

⑧違法薬物の使用禁止

違法薬物（覚せい剤、大麻、コカイン、ヘロインその他違法な薬物をいう。）を一切使用しないこと。

⑨礼儀礼節の保持

一般社会人としてのルール、モラル、マナー、エチケットをわきまえ、強化選手等としての自覚と責任をもって行動すること。

⑩日本代表時の行動規範等の遵守

日本代表になった場合は、当該選手団の団長、監督が定める行動規範や指示事項を必ず遵守すること。また、日本代表として大会、強化合宿の活動期間中は、20歳以上であっても、飲酒及び喫煙については禁止する。また、大会、強化合宿の活動期間中の宿舎においては、緊急事態の場合を除き、男子選手は女子選手の部屋へ、女子選手は男子選手の部屋には立ち入らないこととし、チームメイトとしての交流は共有のスペースで行うこと。

⑪喫煙及び飲酒の禁止

未成年者は、喫煙及び飲酒を一切行わないこと。

⑫違法賭博の禁止

違法賭博を一切行わないこと。

⑬名誉毀損行為等の禁止

本連盟又は本連盟の役職員、競技者等の名誉を害し、又は信用を傷つけるような行為をしないこと。

⑭秩序維持

本連盟の正常な運営を妨げたり、秩序や風紀を著しく乱すような行為をしないこと。

⑮TV等への出演及びマスメディア取材

TV等への出演、ラジオ、新聞、雑誌等の取材は、事前に本連盟に届出書を提出し承認を得ること。

⑯ソーシャルメディア（ブログ・ツイッター・フェイスブック・インスタグラムなど）

ソーシャルメディアで自身の経験などを投稿することはできるが次の事項に注意すること。

- ・投稿する内容は日記形式であること。
- ・ジャーナリストの役割をなすものであってはならない。
- ・他の人の写真を投稿する場合、必ず事前に本人の承諾を得ること。
- ・投稿する内容には自身が責任を負うものとし、他の人の誹謗中傷的な投稿はしないこと。
- ・オリンピックなどの国際大会では、その大会の組織委員会のガイドラインに従うこと。

⑰スポーツマネージメントとの契約

スポーツマネージメントとの契約に際しては、事前に本連盟に相談すること。既に契約している場合も、会社名、担当者名を連絡する。なお、強化選手等は、強化方針や規約を遵守するとともに、これらがスポーツマネージメント会社との契約より優先することを了知する。

⑱強化選手等の肖像権

本連盟は強化選手等の肖像権を保有し、肖像権利用についての許諾権を持つ。

⑲本連盟との良好なコミュニケーションの保持

本連盟は強化選手等と一体となって競技力の向上を目指している。必ず次の事項を報告若しくは連絡すること。

- ・ 自宅住所、連絡先
- ・ 練習場所、活動場所
- ・ 指導者の氏名および連絡先
- ・ 事故、怪我等
- ・ その他必要な事項

また、強化選手等は「強化指定選手規程」の内容を理解し、必要とされる書類は必ず提出しなければならない。また、強化コーチはシニア強化及びジュニア強化に指定された選手に規程について説明しなければならない。

⑳その他

競技者等のうち、日本代表選手又はその活動をサポートするスタッフに選抜された者は、当該選手団の団長又は監督が定める行動規範や指示事項を遵守すること。公益財団法人日本オリンピック委員会（JOC）や国際オリンピック委員会（IOC）の競技会等に参加する際には、本連盟の行動規範に加え、これらの定める規約等に従うこと。

4. 違反者の処分

- ①本規範に違反したとき若しくは違反する行為を知ったときは、選手強化委員会に通報するものとし、本連盟は、委員会の審議に基づき強化指定の解除や諸規則に則った処分を行う。
- ②本連盟は日本代表であっても、本規範に違反、若しくは大会、強化合宿等への準備が不十分である場合、日本代表として適格性に欠ける言動があった場合、代表を剥奪する権利を保有する。

附則 1

この規範は、平成30年1月1日から施行する。

附則 2

改定後のこの規範は、令和元年6月1日から施行する。